

参考資料

様式第3号(第12条関係)

審議会等の会議の記録

会議の名称	第3回伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会
開催日時	令和3年7月15日(木)午後1時～午後3時30分
開催場所	伊勢崎市役所東館3階災害対策室(Web会議)
出席者氏名	(委員) 堤委員長、島田委員、小林委員、秋山委員、塩生委員、 正木委員、久保田副委員長 (事務局) 総務専門委員、企画部長、長寿社会部長、 外13人
傍聴人数	非公開
会議の議題	(1) 伊勢崎市保健施設のあり方について (2) 伊勢崎市スポーツ施設のあり方について (3) 伊勢崎市高齢福祉施設のあり方について
会議資料の内容	委員会次第 資料1 第2回あり方検討委員会議事録 資料2 市民アンケート 資料3 保健施設のあり方についてのパブリックコメント手続 資料4 パブリックコメント手続の結果 資料5 スポーツ施設の概要 資料6 スポーツ施設の行政コスト比較表 資料7 プール施設一覧 事務局案 スポーツ施設のあり方に関する意見 資料8 高齢福祉施設の概要 資料9 高齢福祉施設の行政コスト比較表

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
前橋工科大学の堤です。よろしくお願いいたします。
今回委員会では伊勢崎市のスポーツ施設のあり方について、ある程度意見を出すことになっておりますので、ご協力いただければと思っております。
- 3 報告事項
(1) 第2回あり方検討委員会議事録等について
【資料に基づき、事務局より説明】

意見なし
- 4 議事
(1) 伊勢崎市保健施設のあり方について
【省略】

(2) 伊勢崎市スポーツ施設のあり方について
【資料に基づき、事務局より説明】

委員長： それではまず資料についてのご質問からお伺いしたいと思っております。先ほど説明がありましたが、2案を出していただいております。もちろんそのどちらかを選ぶことも可能ですが、一部修正や全面修正でも良いですが、第3案を作っても構わないということです。効率的に議論を進めるために案を出していただいたということでご理解いただければと思っております。それでは、資料についてご質問あればお願いいたします。

委員： 近隣市町村のプール施設一覧をお示しいただきましたが、伊勢崎市と同様に、統廃合の動きがある市町村は分かかりますか。
案1で競技用プールに関して近隣自治体の施設を利用することに依存しているようなので、もし同じようプール施設の統廃合などの動きがあれば結果的に使えるところがないというような、長期的な視点を持って考えていくという中では危ういのではないかと思います。

委員長： 私は群馬県のあり方検討委員会も参加しています。敷島公園水泳場については、継続で整備するというお話がありましたので、少なくとも、50mプールについては残すという整理をされていまして。他の自治体のことは、分かりません。

事務局： 近隣自治体のプールの統廃合について確認をしたところ、前橋、高崎、桐生、太田、館林ではプールの統廃合

の動きは今のところないということです。

委員： ありがとうございます。もう一点、事務局案の中で市民プールが50m槽の底の亀裂等とありますが、亀裂が生じる理由が地下水脈の影響ということが他の資料では提示されているので、ここを是非入れていただけたら良いと思いました。改修してもまたすぐ水脈の影響で亀裂が入ってしまうので、というところは是非載せていただきたいと思います。

委員長： 今のご意見を入れていただくということでお願いいたします。他にございませんでしょうか。

これは、皆さんのご意見をぜひ聞きたいので、特に案1、案2についてですが、資料を確認していただいて、どちらかもしくは第3案を提案していただければと思います。

委員： アンケートの中で50mプールを残して欲しいという意見もあったので、先ほど他の委員からお話がありましたが亀裂の原因は明確にしておかなければいけないと感じました。

そうすると、市民プールは廃止するという想定で話が進んでいるという中で、一つはその競技用プールをどうするかというところだと思いますが、冒頭で令和2年度に敷島公園水泳場を利用して実施することができたというようなお話が事務局からあったものですから、競技用プールは敷島公園水泳場を利用することでも良いということと、案2の小学校の施設の整備拡充は新たにまた何か作るというところのイメージが強いものですから、それであれば、今あるものを活用するということで案1が良いと思います。

委員： 私も案1です。アンケートなどを見ても、50mプール、25mプールがあるのが一番良いのは分かっていますが、先ほどの他の委員のお話の通り、改修できない状態であるということ、それを前提に考えるとすれば、案1に落ち着くと思います。

委員： 今回競技用という観点で言えば、敷島公園水泳場を使うことも良いですが、小中学校のプール施設の色々な使い方を一緒に考えると良いと思いました。理由としては、市民プールのアンケート結果を見ると、「娯楽・レジャー」の数が圧倒的に多いので、その受け皿として小中学校のプールを開放していくことを一緒に考えていただけたら良いと思います。

委員： 私は気持ち的には子供たちが、暑い夏に市民プールに行こうと言って自転車を走らせて、嬉しそうに行くという、そういう光景が戻ってくれば良いと思っていましたが、その反面、現実的には特定のプール使用者のため

にコスト負担がかかり過ぎで、赤字経営を続ける必要はないと考えます。よって、市民プールは、廃止でいいと思います。あとは、残された2施設については、もう少し施設を充実していけば良いのではないのでしょうか。

また、体力づくりのためにプールを使う人や選手育成の人たちの例もありますが、その人たちについては指導者のいる民間プールや市外の屋内プールに機能を一任することも考えます。よって私も案1の方だと思っております。

委員： 事務局からの説明で小学生の大会など色々出ておりましたが、やはり当然50mプールがあればあったに越したことはないです。やはり大会がある以上50mプールがあればありがたいです。ただ、現在色々と小学校の水泳大会の見直しが行われています。指導課程にないことから県大会でも、実は100mの種目がなくなります。そのため50mプールについては、あるに越したことはないですが、そこまでの必要性はないというのが正直なところでは。

やはり子どもたちに水泳を通してお互い切磋琢磨して学んでいく、そのような場であれば良いということなので、そこまで施設にこだわる必要がないというのが現状だと思います。

あとは、今の時期、プールを開放してない学校は増えています。それはなぜかという熱中症が心配で、開放できない。実際、午前9時、10時になると、熱中症指数は危険を超えてしまいます。そのため、プール自体開放できないというのが、今の学校のプールの現状です。このことから、子どもたちが水に親しむ場は、ぜひ作ってもらいたいと思います。そのような総合的ないつでも楽しめる、施設はやはり1か所あると良いと思います。

委員長： 今の話をまとめるとしたら、案1、案2ともちょっと違うと思いますが、どのように考えたらよろしいのでしょうか。

委員： 小学校に観覧席などを設ける案2である必要はないと思います。

委員： 小学校のプールと、競技用のプールの違いをお聞きできればと思います。

事務局： 競技用とそうでないプールの違いは、公認記録というのが重要になると思います。公認の記録がとれるプールにつきましても、飛び込みができることや水深があるなどの規定がございます。

委員： ありがとうございます。近隣の自治体などの施設が利用できるということであれば、案1の方が良いのでは

ないかと思えます。

委員長： あずまウォーターランドは競技用のプールという認識でよろしいでしょうか。

事務局： 競技用のプールはございません。

委員長： ありがとうございます。

私も基本的には、案1が良いと思っています。その最大の理由は、先ほどご質問がありました競技用の話になりますが、かなりの整備が必要となり、もし整備をするのであれば、市民プールの代替のような誰でも使えるプールを前提にしなければいけないと思えます。しかしそれはそれで難しいと思えます。そもそも観客席をどこに整備するのか、現実的には難しいだろうと思うので、少なくとも近くにある敷島公園水泳場の50mプーを使わせていただくことで良いと思えます。

しかし、他の委員からもありましたが、小学校のプールをどうするのか、ということはこの委員会では何か意見を出したいです。例えば自治体によっては、学校のプール自体を民間に移していくということが始まっています。また熱中症の問題があるのであれば、例えば境プールに少し日よけを整備するなど、やらなければいけないことがあると思っています。

案としては案1の方ですが、やはり学校のプールについては、少し真剣に考える良い機会と思っております。私からは以上です。

それでは、ここで一度確認をさせていただきたいのですが、まず事務局案の中の検討に当たっての留意点であります3つの視点から整理をするということで、まず一つ目としては競技用プール25m、50mの必要性の有無についてはほぼ全員の方が競技用のプールを整備するのは、現実的には難しいのでこちらは他市、もしくは県の施設を使うということよろしいでしょうか。

(委員異議なし)

委員長： 次に二つ目として、近隣自治体及び民間が所有する施設利用の可能性をしっかりと検討して、特に市民プールが無くなれば50mプールが無くなりますので、それは県の敷島公園水泳場や近隣の自治体の施設を、積極的に使っていただくと良いと思えます。アンケートの中でも出てきていましたが、色々な施設が周りにあるという意見もございましたので、もう住民の方には現実的にはプールは足りていると考えています。

必要に応じて、そのような施設が使えるように補助などの支援を行うということで、こちらもうすでにこの案1の中に入っておりますので、良いと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員異議なし)

委員長： 市民プールの亀裂の話についてですが、平成21年度に50mプールの改修工事を行っていて、10年経っていないのに、また使用ができない状態になっていることは、もう改修では無理な状況だということです。そのことを明記していただければと思います。

最後に三つ目として施設、設備の維持管理及び保守点検等費用に準じた適正な利用料金の設定についてですが、こちらについてはいかがでしょうか。ご意見あればお願いいたします。

(委員意見無し)

委員長： 私から、まず考え方を言わせていただきますと、受益者負担という言葉がありまして、利用者が負担するという考え方があります。そのような面では利用料金を払うというのは、一定の意味があると思います。

しかし、公共施設はそもそも利用者だけでなく、全員で公平に負担するのが大前提ですので、受益者負担というよりも、誰もが使える施設にするということが必要だと思っております。

あずまウォーターランドは65歳以上の方が多く利用していますが、市民プール及び境プールはほとんど利用されていない状況です。

あずまウォーターランドは使いやすいということだと思いますが、境プールを高齢者の方に使ってもらえるようになるのかなど、高齢者が少ないのは子ども向けのプールだからということだと思いますが、そのまま良いのかという議論は必要かと思えますし、高齢者の方がたくさん使えるようになるのであれば、ある意味、負担していただいても良いと思っておりますし、負担しなくても良いとも思っております。たくさん使うほど公益性が高くなるので、負担しなくても良いという整理ができるのではないかと私は思っております。

つまり何が言いたいかというと、今の状況だと、負担しないといけない、負担しても良いということを考えているということです。分かりづらいかもかもしれませんが、私はそのような感覚です。

先ほど、あずまウォーターランドのトレーニングルームを充実させる話がありましたが、サービスを向上しまするので、その分負担をしていただく、ということになると思います。

それから高額な費用を払い民間施設を利用している方は、おそらくお金を出してでも使いたいという方が多いと思いますので、そこはしっかり料金を取っても良いと思っております。無料であれば、使いますとしか言いようがないのですが、公共施設のあり方を検討するという面でも、私は有料化というか、料金を上げるわけではなく、寿証（施設利用無料券）の対象施設からはずすとい

うことですので、それは妥当だと思っております。

もう一つの考え方としては、今回、3施設を2施設にするため、費用が削減されますので、そのまま無償で使っていただくというのも一つの考え方だと思っておりますので皆さんのご意見で、方向性を出せればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

どなたかご意見がありますか。

委員： 私も利用料金に関しては、もう少し徴収しても良いと常々思っております、やはりこれからは自治体経営という観点で施設などを運営していかなければいけない時代だと思っております。

65歳以上を一律で無料にするのではなく、本当に無料にする必要があるところ、運営していくうえで徴収すべきところ、そのような仕分け方も必要なのではないかと思いますので、私は料金については、適正な価格をしっかりといただいていく、そして経営していくような考え方が望ましいと思います。

委員： 65歳以上の方々は現在無料だと思いますが、やはり無料だから行くという方もいると思います。それが健康増進に繋がってるのであれば、それは金額的な部分ではなくて、達成感や健康増進に繋がっていると思います。65歳以上の方を無料のままというのはどうかと思いますが、資料を見ると多くの自治体が65歳以上の方に減額をしていることから、負担はしてもらいけれども、ある程度減額というような形にするということで高齢者の方の幸せにも繋がるのかなと思います。一般の方々の利用料金については、もう少し上げてもいいと思います。

事務局： 先ほど話に上がった熱中症の関係ですが、屋外プールが残るので、付帯意見の中でその屋外プールに対する熱中症対策について盛り込んだ方がよいかという点を、検討いただければと思います。

委員長： 盛り込んだほうが良いと思います。利用料金を仮に取ることにしたら、その分しっかりサービスを提供する、もしくは管理をしっかりするというようにして、例えば熱中症対策をしっかり行うなどが正しい判断だと思います。お金を取るからにはしっかり管理をすることになると思います。

いずれにしても管理をしないといけないですが、費用を負担していただくので、施設を充実させるというときには、熱中症の問題が一番かと思います。いかがでしょうか。

委員： 今回の件で、熱中症に関しては、確かにプールもそうなのですが、実は小学生について考えると、プールの行き帰りが一番問題になってきております。プールから帰る

ときは午後2時、3時と暑い時間になってしまいます。そうなると子どもだけでは行かせられないといった問題が出てきています。

そうなると親が連れて行くこととなり、それなりのしっかりした施設、いろいろなものがあるところに行こうというのは、どの家庭でも考えるのではないかと思います。今あるプールの熱中症対策は当然必要だと思いますが、対策をしたからと言って人が来るようになるかという、それはそれで難しい問題だと思いますので、逆に言えばそういう魅力あるものをひとつ作ったほうが良いのかなと正直思います。今あるプールの熱中症対策は当然必要だと思います。

委員長： はい。ありがとうございます。

今のご指摘もおっしゃる通りだと思います。真剣に考えるのであれば、民間施設との連携をしっかりと考えていく必要があると思います。

民間施設であれば天候にも左右されず、水泳の指導については、プロにお任せし、送迎までしてもらえことから教員は安全面の管理だけをすればよくて教員の負担が圧倒的に減ります。

全ての学校で出来るかということは別ですが、できることから整理していくことが必要とっております。

他にございますでしょうか。

委員： 質問ですが、学校において熱中症対策でプールに入れなくなることは多いのでしょうか。

委員： 午前10時、11時くらいには熱中症指数31度を超えてしまい、プールサイドではアラートが鳴ってしまうため、実際入れなかった学校は半分ぐらいあります。

委員： 学校プールに入れなかった子供たちというのは、あずまウォーターランドや境プールに流れていくのでしょうか。

そうすると、交通手段について送迎のバスを定期的に回すなど十分な熱中症対策を考えなければいけないのではないのでしょうか。

委員長： この辺は付帯意見でしっかりとご検討いただくということで、事務局にお願いできればと思います。

事務局： はい。検討させていただき、委員長と調整をさせていただきます。

委員長： 65歳以上の方は無料のままが良いという方がいらっしやったらご発言をお願いします。

(委員発言なし)

委員長： それでは65歳以上の方については無料をできるだけなくしていく考えで進めさせていただきます。

委員： 市民プールを更地にして駐車場にするまでの活用法として、何か意見が出ていますか。市議会でも一般質問であがったかと思いますが、釣り堀にする話が出ていましたので、すぐに廃止するのではなく、市民を巻き込んだセレモニーのような催しを企画するなど、計画があれば是非お聞かせください。

事務局： ある議員からは釣り堀にしたらどうかと提案がありましたが、その辺につきましては具体的には、現在のところ考えてはおりません。

委員長： 今の意見ですが、提案していただければいいと思います。例えば費用も含めてできるところから行えば良いと思いますし、行えなければそのまま廃止で良いと私は思っています。

そのような機会を、市として準備を進める検討をしていただくと良いと思っております。

最近の公共の流れとしては、SIB、ソーシャルインパクトボンドという考え方がありまして、先ほど無料の話がありましたが、高齢者の方がプールに入ること健康になることで、医療費などその他の費用が下がるのであれば、それは無料にした方が良いという検証をしながら進めていく。さらに言うとも効果が出たらその分減額するなど、いろいろな特典をつけて、還元するような方法がありますので、本当はそこまで検討すると一番良いです。

つまり、ハード整備に加え、ただ指定管理に出すのではなくこのようなソフト面の充実を含めて指定管理に出すことで、市民の方が喜ばれる可能性もあります。

話は戻りますが、次の整備までの跡地の利用方法やその後の考え方はぜひご検討いただくということで、付帯意見としてこの委員会から出したいと個人的には思っております。

委員： 適正な金額で利用料金を検討していただくということですが高齢者の利用については健康増進を考えると、ある程度一般の方との差をつけて利用しやすい環境ができれば良いと思います。なぜ高齢者を優遇するのかという話になりますが、やはり高齢者が健康であるということは、医療費の減少に繋がります。さらに、総合的に考えると、例えば本人が健康になるためにあずまウォーターランドに行く、それからさらに、お孫さんを連れて境プールに行き、お孫さんと自分も健康になる。お孫さんを連れて行くということは、親は安心して勤めにも行けるという色々な意味でのフォローができるかと思えます。このようなことを含めて、事務局でご検討していただければと思います。

委員長： ありがとうございます。仰るとおりだと思います。私であれば、子どもの保護者として行くこともあると思いますので、高齢者というよりも、2人以上の場合などの料金設定をしても良いと思いますが、色々な方法があると思いますので、ご検討していただきたいと思います。先ほどお話したように、医療費の削減ができれば、それは行った方が良くと思いますので、この辺も含めてどのくらいの金額に設定するのかということをご検討いただくということで、よろしいでしょうか。

皆様のご意見を伺い、事務局案1を基に付帯意見を追記するというので、委員会の意見としてよろしいでしょうか。

(委員異議なし)

(3) 伊勢崎市高齢福祉施設のあり方について

【省略】

- 5 その他
 - ・ 次回の開催予定
- 6 閉会